

都市ガス小売自由化についてのお知らせ

松栄ガスをご契約中のお客さまへ

日頃より松栄ガスをご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて、ガス事業法の改正により、平成 29 年 4 月から都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、新規事業者がガスの販売をできるようになります。それに伴い、新規事業者が参入した地域においては、ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択することができるようになります。(詳細は、資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。)

当社は、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成 29 年 3 月 31 日時点で一般ガス供給約款及び選択約款にご加入いただいているお客さまについては、平成 29 年 4 月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。(料金単価の変更はございません。)

当社は、今後とも安定供給体制の充実、保安の確保、さらなるお客さまサービスの向上に努め、お客さま、地域社会の皆さまからご信頼いただける企業を目指してまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

平成 29 年 4 月以降も引き続き松栄ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要です。

対象契約種別

ガス小売供給約款【旧一般ガス供給約款】、選択約款(ガス暖房契約、家庭用ガス温水暖房契約、ガス温水床暖房契約、家庭用コージェネレーション(CGS)契約、小型空調契約、空調夏期契約、業務用契約、年間空調契約)

変更のポイント

- ① 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。
- ② ガス工事を申し込む方は、一般ガス導管事業者(松栄ガス)が別途定めるガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者(松栄ガス)に申し込みをしていただきます。
- ③ 当社は、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。(期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします)
- ④ 各種約款の変更の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示またはその他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。
- ⑤ 原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定(一般ガス供給約款 2 3 (2) ②ただし書)を削除します。
- ⑥ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。

※変更後の供給条件(約款)は、3月以降、当社ホームページへ掲載しますのでご覧ください。

(書面をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。)

上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください。

都市ガス小売の全面自由化について

● 都市ガス小売全面自由化および供給地点特定番号のご説明

- これまで当社は、一部の大口契約を除き、関東経済産業局長の認可を得てガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります。
- 今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付等により行います。
- 都市ガス小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号（17桁）」が設定されます。
- 「供給地点特定番号」は、「ご使用量のお知らせ（検針票）」などで4月以降お知らせいたします。
なお、事前に供給地点特定番号をご確認なされたい方は、当社へご連絡ください。
- ガス小売事業者の倒産、クーリングオフ等の契約解除の際、お客さまが確実にガス供給を受けられることを目的として最終保障供給の制度も併せて措置されています（改正ガス事業法第51条）。

（ご参考）ご契約内容の概要について

○一般契約

各種契約	適用条件	区 分		基本料金	基準単位料金
ガス小売供給約款 【旧一般ガス供給約款】	なし	A	0~25 m ³	842.40 円	191.62 円/m ³
		B	26~80 m ³	1,382.40 円	170.02 円/m ³
		C	81~200 m ³	2,008.80 円	162.19 円/m ³
		D	201 m ³ ~	3,963.60 円	152.40 円/m ³

○選択約款

各種契約	適用条件	適用月	区 分		基本料金	基準単位料金
ガス暖房契約	ガスの暖房機器をご利用のお客さま	5月~11月		一般契約料金を適用		
		12月~4月	A	0~25 m ³	842.40 円	191.62 円/m ³
			B	26~60 m ³	1,382.40 円	170.02 円/m ³
家庭用ガス温水暖房契約	温水式暖房機器をご利用のお客さま	5月~11月		1,890.00 円	129.74 円/m ³	
		12月~4月		3,456.00 円		
ガス温水床暖房契約	温水式床暖房をご利用のお客さま	5月~11月		一般契約料金を適用		
		12月~4月	A	0~25 m ³	842.40 円	142.75 円/m ³
			B	26~70 m ³	1,382.40 円	121.15 円/m ³
家庭用コージェネレーションシステム(CGS)契約	家庭用コージェネレーションシステムをご利用のお客さま	5月~11月		1,382.40 円	115.27 円/m ³	
		12月~4月		3,024.00 円		

各種契約		適用条件	適用月	基本料金	基準単位料金	
小型空調契約	1種	GHP・ガス吸収式機器 (105.5kw以下)をご利用のお客さま	4月～11月	5,940.00円	112.86円/m ³	
			12月～3月		124.70円/m ³	
	2種		4月～11月	3,672.00円	121.62円/m ³	
			12月～3月		133.47円/m ³	
	3種		4月～11月	972.00円	132.91円/m ³	
			12月～3月		144.76円/m ³	
各種契約		適用月	定額基本料金	流量基本料金	基準単位料金	
空調夏期契約	1種	4月～11月	59,400.00円	1,026.00円	54.43円/m ³	
	2種		15,120.00円		68.54円/m ³	
	3種		3,780.00円		88.60円/m ³	
	1・2・3種	12月～3月	一般契約料金を適用			
業務用契約	料金表1		49,680.00円	216.00円	71.32円/m ³	
	料金表2				72.05円/m ³	
	料金表3				73.23円/m ³	
	料金表4				75.33円/m ³	
時間帯別A契約			17,280.00円	1,026.00円	81.23円/m ³	
各種契約	適用月	区分	定額基本料金	流量基本料金	基準単位料金	
年間空調契約	4月～11月	A	0～1,000 m ³	1,944.00円	496.80円	70.01円/m ³
		B	1,001～4,000 m ³	12,754.29円		59.20円/m ³
		C	4,001 m ³ ～	34,181.49円		53.82円/m ³
	12月～3月	A	0～1,000 m ³	2,160.00円	939.60円	75.00円/m ³
		B	1,001～4,000 m ³	13,802.40円		63.36円/m ³
		C	4,001 m ³ ～	35,661.60円		57.90円/m ³

- 上記の料金は早取料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から31日経過後にお支払いいただく場合には、遅取料金（3%割増）となります。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ガス料金は、口座振替または払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきます。
- 詳細は、3月以降、当社ホームページへ掲載しますのでご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。
（URL <http://www.shoei-gas.co.jp/>）

■ **契約変更時の取扱いについて**

当社は、契約期間中であっても、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます（変更のポイントを参照ください）。

■ **ガスの購入先を変更することに伴う解約の手続きについて**

お客さまがガスの購入先を当社から他のガス小売事業者に切り替える場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。

※引越し等の理由によりガスの使用を終了する場合には、従来どおり当社にご連絡いただきます。

【窓口】

松 栄 ガ ス 株 式 会 社

埼玉県東松山市小松原町 17-9

TEL : 0493-23-7151

受付時間：平日 9：00～17：00